

中条町・黒川村 合併協議会だより



○編集発行：〒959-2693 北蒲原郡中条町新和町2番10号
TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328 メールアドレス hokubugo@iplus.jp
ホームページアドレス <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>



合併申請書を提出し、泉田知事と握手する両町村長

新市(胎内市)の概要

合併の方式	新設(対等)合併	胎内市の日本一	- 原油の生産量日本一 - 日本で一番小さい山脈「櫛形山脈」 - 日本最古の油田「シンクルトン記念公園」 - 青銅製では日本一の「越後胎内観音」 - 星空イベントでは日本一の「胎内星まつり」
新市の名称	胎内市		
合併の期日	平成17年9月1日		
市役所の位置	現中条町役場 (中条町新和町2番10号)		
人口	34,278人〔H12国勢調査〕		
世帯数	9,809世帯〔H12国勢調査〕		
面積	265.18km ²		

9月1日 胎内市誕生へ向かって

―県知事へ合併申請書を提出―

の合併申請まで

合併協定調印式を挙

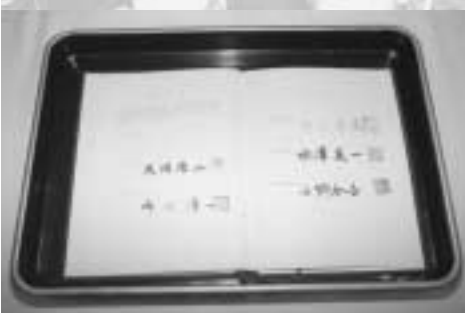


合併協定書を披露する両町村長

平成十七年三月一日(火)、中条町産業文化会館において、中条町・黒川村合併協定調印式が挙行されました。
調印式には、川上新潟県副知事をはじめ、稲葉衆議院議員(代理)、江口県議会議員、両町村議会議員、合併協議会委員、両町村の各行政委員、行政区の区長など一八四名の方が出席。両町村長は、両町村がこれまで協議してきたものを一冊にまとめた合併協定書に署名・押印を行いました。



協定書に署名する両町村長



合併協定書



川上副知事からの祝辞

合併までの手続き

中条町と黒川村は、それぞれの議会で合併関連議案が議決されましたので、新潟県知事へ合併申請書を提出しました。
今後、新潟県議会の議決を経て、新潟県知事が合併の決定をした後、総務大臣へ届出がなされます。
総務大臣の告示によって合併の効力が発生し、平成十七年九月一日に新市が誕生する予定です。

合併協定書に調印

中条町議会・黒川村議会
廃置分合議決

新潟県知事へ
合併申請

新潟県議会議決

中条町・黒川村



中条町議会



黒川村議会

廃置分合関連議案

- ・廃置分合について
- ・財産処分に関する協議について
- ・議会の議員の定数（特例措置の適用後）について
- ・議会の議員の在任（平成19年4月30日まで）について
- ・農業委員会の委員の在任（平成18年3月31日まで）について
- ・地域審議会の設置（旧黒川村区域）について

平成十七年三月八日（火）、中条町議会及び黒川村議会において、廃置分合議案及び廃置分合に伴う五議案が可決されました。

両町村議会で廃置分合議決

廃置分合とは

地方公共団体の区域は、法律の定める手続きによって変更することができ、その態様として廃置分合や境界変更などがあります。

このうち廃置分合とは、地方公共団体の新設または廃止に伴うものをいい、次の4種類があります。

分割：1つの地方公共団体を廃止し、その区域を分けて、数個の地方公共団体を置くこと

分立：1つの地方公共団体の区域の一部を分けて、その区域をもって新しい地方公共団体を置くこと

合体：2以上の地方公共団体を廃止し、その区域をもって1つの地方公共団体を置くこと

編入：地方公共団体を廃止して、その区域を既存のほかの地方公共団体に加えること

このうち合体と編入のことを「合併」と称しています。



泉田知事へ合併申請書（写真左）を提出した両町村長

平成十七年三月十五日（火）、両町村長は、県知事へ合併申請書を提出しました。

県知事へ合併申請書を提出

胎内市誕生まで
あと153日

（平成17年4月1日時点）

胎内市誕生

総務大臣告示

総務大臣への届出

新潟県知事による
合併の決定

第6回協議内容



平成十七年三月二十五日(金)、中条町産業文化会館において、中条町・黒川村合併協議会第六回会議が開催されました。

会議では、平成十七年度の事業計画や予算について承認されました。また、新市の市章については、合併協定の方針に基づき公募することが報告されました。

【報告事項】

報告第十号

「胎内市市章募集要項について」
胎内市「市章」を公募することについて報告しました。

【承認事項】

承認第六号

「平成十七年度中条町・黒川村合併協議会事業計画について」
原案のとおり承認されました。

承認第七号

「平成十七年度中条町・黒川村合併協議会予算について」
原案のとおり承認されました。



新市名称名付け親大賞の授与について
名付け親大賞に選ばれた静岡県伊豆市在住の山口千春さん(黒川村熱田坂出身・写真中央)に名付け親大賞の授与、記念品の贈呈が行われました。

今年9月1日に誕生する

胎内市の「市章」を

募集します

○応募〆切

平成17年5月13日(金) 必着

○応募方法等
同時配布の応募用紙付きチラシをご覧ください。



応募用紙付きチラシ

専用応募用紙は、役場窓口のほか、各公民館、ロイヤル胎内パークホテル等に備えてあります。

【市章とは】

市町村の「市」のトレードマークのことです。これが「町」なら町章、また「県」なら県章になります。日本だけのものではなく、諸外国でも用いられています。



中条町章



黒川村章

事務局からお知らせ

次回協議会につきましては、日程等が決まり次第、協議会ホームページ等でお知らせいたします。

【中条町・黒川村合併協議会ホームページ】

URL : <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>

中条町、黒川村のホームページからもリンクしていますのでご覧ください。

皆さんの貴重なご意見をお待ちしております。

中条町・黒川村合併協議会事務局

〒959-2693 中条町新和町2番10号(中条町役場内)

TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328

E-mail hokubugo@iplus.jp

URL : <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>